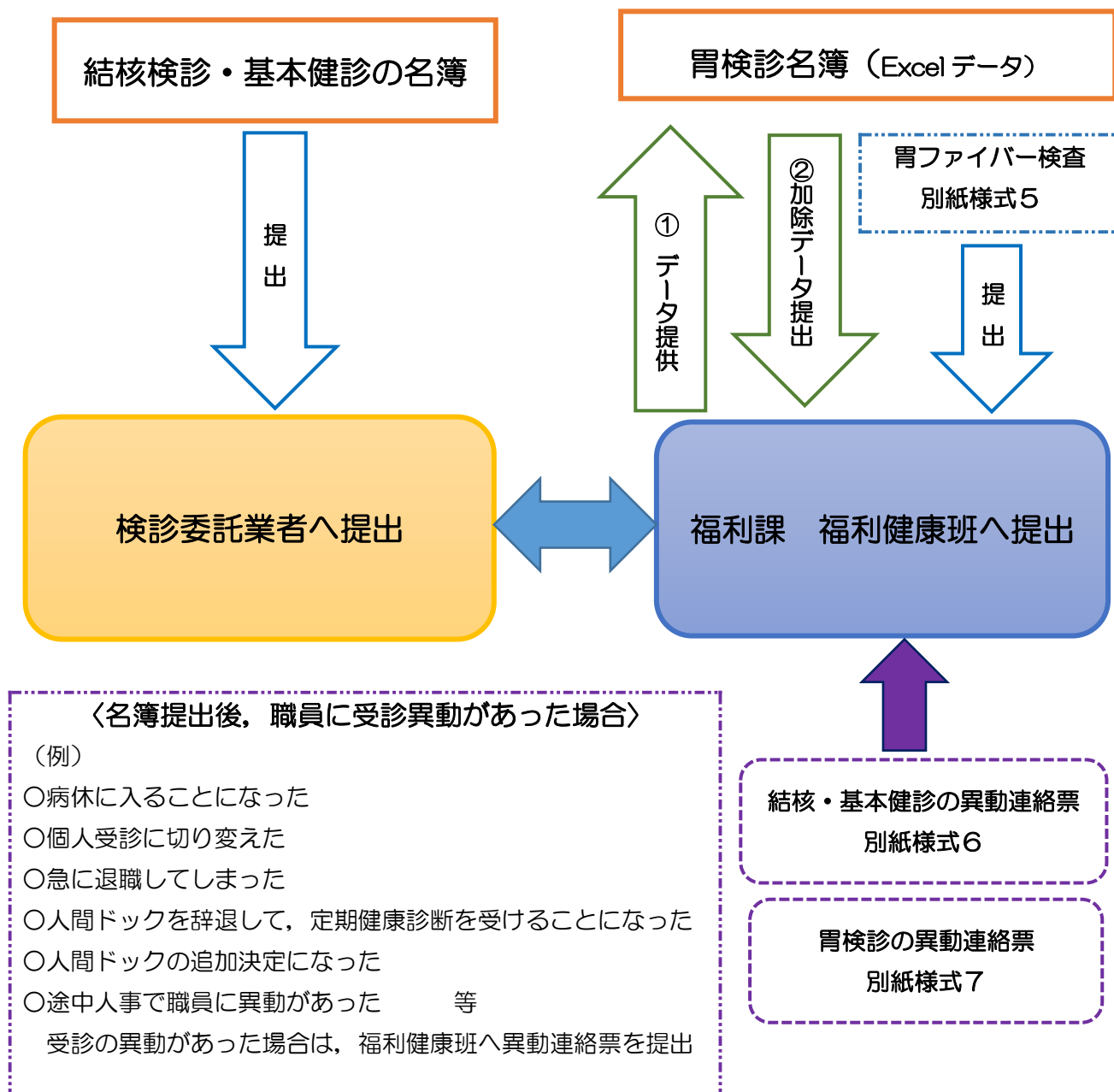


〈定期健康診断 受診者名簿作成の流れ〉



受診免除者名簿の作成

○ 定期健康診断（結核・基本・胃検診）はすべての教職員に受診する義務があります（労働安全衛生法第 66 条の 5、宮城県教育委員会職員安全衛生管理規定第 36 条）。受診しなかった場合には、その理由を届け出る必要があります。

○ 受診免除者には、各種休暇取得中で受診しなかった者（病気休暇・育児休暇等）、海外派遣、個人受診等が含まれます。なお、個人受診した職員は診断書もしくはそれに代わる書類（別紙様式 2）を所属長に提出する必要があります（宮城県教育委員会職員安全衛生管理規定第 36 条）。所属長は、その結果を職員安全衛生管理者（副教育長）まで報告しなければなりません。

* 令和 4 年度の受診免除者名簿の報告期限

令和 4 年 1 2 月 1 6 日 (金)

Excel データ等の提出時には、必ずパスワードを付けること。